

令和 8 年 6 月 25 日
子 育 て 課

日野市家庭的保育事業等における虐待等案件発生時の報告先について

1 制度改正の背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案に対し、子どもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・子どもを預けられるような環境を整備していく必要がある。
- 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられているところ、保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。

2 改正内容

- 保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正(令和7年 10 月1日施行)し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。
 - ① 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ② 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するため必要な措置
 - ③ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ④ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ⑤ 国による調査研究 等

3 対象施設・事業(子ども部所管)

- 所管行政庁(東京都分)

No.	施設・事業区分	所管部署	施設・事業名等
1	一時預かり事業	子家セン	子ども家庭支援センター一時保育事業
			0歳児一時保育事業
			民間保育園等一時保育事業
		エール	一時預かり事業どれみ
2	病児保育事業	保育課	保育所・企業主導型保育事業の病児・病後児保育事業
3	保育所等	保育課	認可保育所、認定こども園
4	認可外保育施設	保育課	認証保育所、企業主導型保育事業ほか認可外保育施設
5	児童館	子育て課	児童館

※エールの児童発達支援事業(通園きぼう)については、障害児者施設職員による虐待等の発見時における通報義務等の仕組みに基づいて対応。

- 所管行政庁(日野市分)

No.	施設・事業区分	所管部署	施設・事業名等
1	家庭的保育事業等	保育課	小規模保育事業
2	乳児等通園支援事業	保育課	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
3	放課後児童健全育成事業	子育て課	学童クラブ
4	子育て短期支援事業	子家セン	ショートステイ事業
5			トワイライトステイ事業
6	私立幼稚園	保育課	私立幼稚園(※東京都からの権限移譲)

4 具体的な取り組み

○ 通報相談窓口の開設・周知

- ① 施設・事業ごとの所管部署に通報相談窓口を設置(令和7年11月)
- ② 市HPで通報相談窓口開設を周知(令和7年12月)

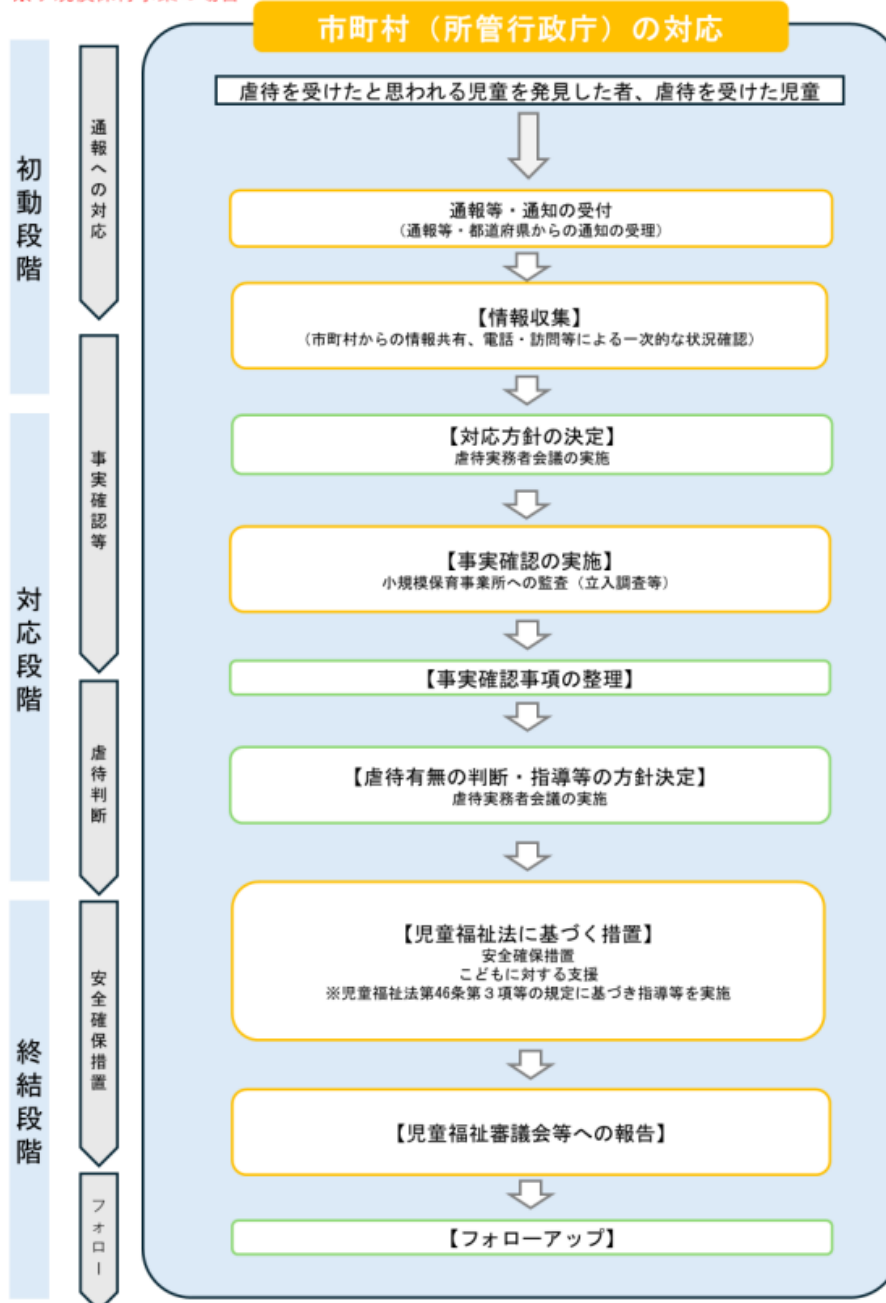
○ 虐待の防止及び発生時の対応(国ガイドラインから)

【虐待の通報がされた場合の所管行政庁の対応】

- ① 情報収集、事実確認 ② 虐待有無の判断・指導等の方針決定
- ② 安全確保措置の実施・子どもに対する支援 ④ 報告先への報告、意見聴取

■虐待対応の全体像(例：小規模保育事業の場合)

※小規模保育事業の場合



5 報告先の指定について

○ 報告先について

・所管行政庁が行った虐待対応の報告先、意見聴取先は次のどちらか

① 児童福祉審議会

② 児童福祉審議会を設置しない市町村においては、「児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者であって児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項に規定する事項に関し公正な判断をすることができるもののうちから当該市町村の長があらかじめ指定する者

○ 日野市の対応

・児童の福祉に関する事業に従事する者又は学識経験のある者を報告先として指定

【指定者】

・実践女子大学教授 田中 正浩 氏(日野市子ども・子育て支援会議会長)

・芝原保育園園長 遠藤 美枝 氏(日野市社会福祉法人立保育園会)

・医師 須賀 康正 氏(日野市医師会)

・弁護士 成瀬 大輔 氏(東京弁護士会多摩支部)

6 虐待等発生時の対応

・発生施設、事業の所管部署が対応策を検討、作成

・指定者へ報告、意見聴取を行う